

代替燃料に関する IMO 暫定ガイドラインに関する事項

改正規則等

鋼船規則 GF 編
鋼船規則検査要領 GF 編
(日本籍船舶用)

改正理由

低引火点燃料を使用する船舶には IGF コード（ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則）が適用される。当該コードには、低引火点燃料を使用する場合の一般要件と、LNG 燃料を使用する場合の具体的な安全要件が規定されている。

LNG 以外の低引火点燃料を使用する場合の具体的な安全要件については、IMO が承認した暫定ガイドラインに規定されている。例えば、MSC.1/Circ.1621 がメタノール／エタノール燃料を使用する場合の IGF コードと同等の安全性を与えるものとして 2020 年 12 月に IMO で初めて暫定ガイドラインとして承認されている。これらの暫定ガイドラインは、運用に基づいた要件の見直しと共に、2025 年以降、順次、IGF コードへ取入れる予定となっている。

また、具体的な安全要件が規定されていない低引火点燃料（即ち LNG 燃料以外）を使用する場合の取扱いとして、IGF コード 2.3 規則に、IGF コードの目標及び機能要件に合致すること、LNG 燃料と同等の安全レベルであることを立証のうえ、主管庁に承認される必要がある旨規定されている。

今般、日本籍船舶において、IGF コード 2.3 規則で要求される個別の立証に代わり、暫定ガイドラインの適用に基づいた船舶が建造される見込みであることから、当該船舶での取扱いを明確にすべく、関連規定を改める。

改正内容

IMO が承認した暫定ガイドラインを適用して設計及び建造される日本籍の低引火点燃料船にあつては、鋼船規則 GF 編 1.2.1-3.にいう同等性の立証は必要ない旨明記する。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

GF 編 低引火点燃料船

1 章 通則

1.2 代替設計（IGF コード 2.3）

1.2.1 を次のように改める。（日本籍船舶用）

1.2.1 一般*

- 1. 本編には，低引火点燃料の使用に関するすべての設備及び配置に対する機能要件が含まれている。
- 2. 低引火点燃料の装置は，燃料，設備及び配置について，次の(1)又は(2)によって差し支えない。ただし，当該燃料，設備及び配置は，本編の目的及び機能要件に適合し，関連各章に規定される安全性と同等の安全性を確保できる場合に限り，採用することができる。
 - (1) 本編に規定されるものと異なるもの。
 - (2) 本編に特に規定されていない燃料を使用する設計とすること。
- 3. 代替設計の同等性については，**1.1.2** の規定に従って立証され（ただし，本会が別に定める場合を除く。），本会及び主管庁の承認を得なければならない。なお，本編に特に規定される艀装，材料，設備，装置，機器の付着品，機器の部品及びその型式等に代えて，運用上の手段又は方法を採用することは認められない。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

GF 編 低引火点燃料船

GF1 通則

GF1.1 一般

GF1.1.1 適用

規則 GF 編 1.1.1-1.(2)の適用上，燃料貯蔵設備及び燃料配管の設計及び配置について規則 N 編への適合性を示す資料を本会に提出すること。

GF1.1.3 機器等の承認

規則 GF 編 1.1.3-1.にいう「本会が別途定めるところ」とは，附属書 1 から附属書 4 をいう。

GF1.2 として次の 1 節を加える。（日本籍船舶用）

GF1.2 代替設計（IGF コード 2.3）

GF1.2.1 一般

-1. 規則 GF 編 1.2.1-3.にいう「本会が別に定める場合」とは，IMO が承認した暫定ガイドラインを適用し，代替設計の同等性の立証を省略することが主管庁に認められた場合をいう。ただし，当該暫定ガイドラインの規定が IGF コードに取入れられた場合には，当該コードの規定によらなければならない。